

役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款第27条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程で役員とは、定款の定めにより社員総会で選任された理事及び監事をいう。

(報酬額)

第3条 この法人の理事会、委員会等の会議又は役員としての職務を行った理事に対して以下の日当を支給する

1日につき 10,000 円

半日につき 5,000 円

2. 監事は年俸制とし、年額 40 万円を支給する。

(旅費交通費)

第4条 役員が遠隔地から理事会等に出席するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給する事ができる。

(報酬の支給方法)

第5条 第3条の報酬額及び前条の旅費交通費は、毎月末で締めて、翌月初め銀行振込にて支給する。

2. 監事の報酬は、11月と5月の2回に分けて、銀行振込にて支給する。

(役員の退職金)

第6条 役員には退職金を支給しない。

(改正)

第7条 この規程の改正は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本プロテニス協会の設立の登記の日から施行する。

一部改定 平成 25 年 6 月 18 日

第5条第1項の「理事会等に出席する都度、現金により支給する」
「毎月末で締めて、翌月初め銀行振込にて支給する」に変更。

一部改定 令和 4 年 6 月 15 日

第3条第2項「年額 40 万円を支給する」に変更

